

第五十八回 参議院沖繩及び北方問題等に関する特別委員会会議録第七号

昭和四十三年四月五日(金曜日)

午後一時十一分開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

瓜生 清君

補欠選任

向井 長年君

出席者は左のとおり。

委員長 伊藤 五郎君

理事 増原 恵吉君

山本茂一郎君

岡田 宗司君

佐多 忠隆君

委員 井川 伊平君

植木 光教君

内田 芳郎君

大谷 賢雄君

小柳 牧衛君

安井 謙君

川村 清一君

春日 正一君

國務大臣 田中 龍夫君

政府委員 山野 幸吉君

総理府特別地域 連絡局長

事務局側 常任委員会専門員

瓜生 復男君

本日の会議に付した案件

○沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案(内閣提出)

備の譲与に関する法律案(内閣提出)

○委員長(伊藤五郎君) ただいまから沖繩及び北方問題等に関する特別委員会を開会いたします。まず、委員の異動について御報告いたします。去る三月二十七日、瓜生清君が委員を辞任され、その補欠として向井長年君が選任されました。

○委員長(伊藤五郎君) 次に、沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明いたします。この法律案は、沖繩援助の一環として、政府において沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備を沖繩における公衆電気通信業務を行なう機関に対して譲与することができることとするものであります。

以下これが譲与を必要とする理由の概略について申し上げます。現状における沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間の電気通信等の電気通信事情を見ますと、これら地域相互には短波方式による三ないし四の電話回線、一の電信回線があるのみであり、また、これらの回線は空中状態により雑音混信等の障害が多く通話品質が非常に劣り、さらに夜間は休止しているような状況であります。

このような電気通信事情を改善するための電気通信設備の設置については、かねてから現地住民はもとより琉球政府の強い要望でありましたが、一方、琉球政府または琉球電信電話公社がこれら電気通信設備を設置することもその財政力経済力から見てきわめて困難であります。政府は、これらの事情にかんがみ昭和四十二年年度予算及び国会に提案いたしました昭和四十三年年度予算合計六億七千七百二十九万三千円をもって、これら地域相互の間の電気通信に必要な電気通信設備を設置することとしております。この設備は、極超短波を用いた見通し外通信方式によるものであり、沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間を各十二回線及び附加回線十二回線の電話回線で結ぶものであり、これによりおむね即時通話が可能となり、最使用時においても数十分に短縮され、通話品質も飛躍的に改善されることとなります。

この設備は昭和四十四年三月にはほぼ完成の見込みでありますので、財政法第九条の定めるところに従いこの法律を制定いたし、この設備の完成後すみやかにこれを沖繩において公衆電気通信業務を行なう機関である琉球電信電話公社に対し譲与することとしたし、もって当該設備がこれら地域における通信に有効に使用されるようにいたしたいと存じます。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。○委員長(伊藤五郎君) 引き続き補足説明を聴取いたします。山野特別地域連絡局長。○政府委員(山野幸吉君) ただいまの長官の御説明を補足いたしまして簡単に御説明申し上げます。ただいまお話しございましたように、現在沖繩本島と先島の間におきます電話は短波による電話が四回線、電信が一回線。また、宮古島との間には超短波の電話回線が三回線設置されておりま

す。これまで、沖繩に対します電気通信の改善向上につきましては、政府は昭和三十六年に本土と沖繩との間にマイクロ回線を設置いたしました。これを琉球電信電話公社に譲与いたしました。本土と沖繩間の電気通信事情がこれによって著しく改善されたのでありますが、沖繩本島と先島間の電気通信状況は、いまお話しいたしましたように、非常に現状では空中状態が悪くて、雑音、混信等の障害が多く、そのため夜間の午後六時から午前七時の間は、現在ほとんど休止のような状態でございます。このため、最近における待ち合わせの時間は普通電話で半日、至急で約二時間にも及んでおりました。これが改善につきましては至急を要する状態であつたわけであります。そこで、昭和四十二年度、昭和四十三年度予算におきまして、ただいま御説明ありました極超短波回線による施設をつくって、これを琉球政府に譲与することとしたしておるのであります。で、特別立法を必要とします法的根拠につきましては、これはさきに宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律を昨年御議決いただいたのでありますが、これと同様な理由でございます。今回のこの電気通信施設は、国の予算でつくって設置される国の物品でございます。で、国の物品につきましては、財政法第九条一項の規定によりまして、法律に基づく場合を除く外、適正な対価なくしてこれを譲与してはならない、こういううぐあいに規定されておりまして、国の物品の無償譲与に関する現行法の中には、これは譲与可能な態様が制限列挙で規定されておりまして、したがって、今回の場合は、この特別立法として御議決をいたして琉球政府に譲与することに相なるわけでございまして、この工事の現在までの進捗状況について申し上げます。沖繩側における無線局新設の新設局舎工事が本年五、六月に大体完成をする目途で工事中

でございます。この今回の通信機械設備工事は、これらの工事が完了後直ちに着手できるような日本電信電話公社において目下諸般の準備を進めておる次第でございます。また、この工事は、したがって、昭和四十四年三月には完成の見込みとなっております。なお、本設備を譲与します琉球電信電話公社は、琉球電信電話公社法によって設立された法人でございます。その業務内容は日本の電信電話公社に準じておるのでございます。以上、簡単にございますが、補足説明といたします。

○委員長(伊藤五郎君) 以上で政府からの説明聴取は終了いたしました。本案に対し質疑のある方は、順次御発言願います。

○佐多忠隆君 いまの御説明によりますと、これは昭和四十二年の予算でも若干計上されているのですが、四十二年、四十三年、おのの幾らになっているのか。

○政府委員(山野幸吉君) 実はこの前御提出いたしましたこの法律案の關係資料の十ページに載っておりますが、昭和四十二年歳出予算に一億二千七百四十六万三千円でございます。で、四十三年度の予算に五億四千九百八十三万、合計六億七千七百二十九万三千円でございます。

○佐多忠隆君 そうすると、昭和四十二年予算に基づいて、すでに工事なりなんなりに着手し始めていたのかどうか。

○政府委員(山野幸吉君) これは昨年の予算が成立いたしました以来、この工事を進めておるわけでございます。

○佐多忠隆君 そうすると、昭和四十二年度において、すでに若干の設備なりなんなりができていたとすれば、これを譲渡する特別な法案というのは、そのときに同時に出されていなければならぬのじゃないかと思うのですが、四十二年度にはそういう問題が起らないで、四十三年度になって初めてこの法律を提案する理由が出てきたとい

うのはどういう事情なんですか。

○政府委員(山野幸吉君) この点につきましては、昨年のこの予算を御審議いただきました場合にも、たしか分科会かどついで御説明申し上げたのでございますが、全体の計画を御説明申し上げまして、完成したる無償譲渡をすることになりました。したがって、そのときには特別法を御審議をいたさなければならぬという御説明をしてあるわけでございます。で、これはやはり完成して譲与する時点で法律を御審議いただくのが前例になっておりました。いろいろこの間には従来御議論もございましたけれども、結局、完成して譲与する状態ができれば、この特別立法をしていただくに、それに基づいて譲与するという事態が生じませんので、したがって、従来からテレビの場合もそうでございますし、マイクロの場合もそうでございますし、その他の場合も全部そのように取り進めておるわけでございます。

○佐多忠隆君 そうすると、設備が完成するまでの間のその設備の所有権というのはどこが持っていますか。

○政府委員(山野幸吉君) それはもちろん国でございます。日本政府でございます。

○井川伊平君 本案に關係しまして一つだけ聞きたい。これは譲与いたしました、それはそれで済むんでありますが、沖縄の施政権が日本に返るときには、これはどういうふうに処分されるのか。やはり無償でこちらに返してくれるといったようなものですか。その点を承っておきたいと思ひます。

○政府委員(山野幸吉君) これは日本に沖縄が返ってまいりましたときに、向こうの現在ございます電信電話公社と、まあ本土の日本政府の電信電話公社の關係がどうなるかという問題になります。おそろく日本の電信電話公社の下部機構がそういうものになるんじゃないかと思ひます。したがって、当然日本政府がそのまま引き継いでいくということになるかと思ひます。

○井川伊平君 その沖縄の施政権が返るときには、日本はほかにそれが来る場合には、これは無償で返すべきものだというようなことは、どこかでそういうことを表示しておかなくてもいいかという、こういう心配から申し上げておる。

○政府委員(山野幸吉君) その問題につきましては、実はこの前のテレビ施設につきましても同じような問題がございましたが、私も、本土へ返ってまいりますと、当然本土と一体化する問題でございます。日本、日本の電信電話の体制の中に当然入ってくるわけでございますから、したがって、そういうことは特に念を押しておかなくても、むしろ当然のことのように私もは考えております。

○岡田宗司君 田中さんに一、二お伺いしたい。第一の点は、この間大浜ミッシンが出かけまして、それでいろいろ目的があったようですが、その一つにB52の問題の調査があったようです。大浜ミッシン、帰ってまいりました報告をされたと思うのですが、その報告をお聞きになったと思うのですが、その概要をお知らせ願ひたい。

○國務大臣(田中龍夫君) たいま御指摘の大浜委員会がこちらに帰られました、特に総理から委嘱になりましたB52の問題につきまして報告がございました。それにつきましてあらためて御報告申し上げますが、「B52の駐留による被害には、直接的なものと間接的な心理面のものであると思ひます。直接的なものには、付近民家で爆音が激しく睡眠がとれないというもの、墜落した場合を予想しての不安があるというもの等であった。一般住民が心理的に核の搭載、常駐による報復爆撃等に對する危惧、不安を持つておることが感知された。直接的な被害に對しては、とりあえず防音壁の改良、エンジン調整場所の変更、コースの変更などがなされればかなり解消されると思ひますが、根本的には、長い間にわたって他國の施政権下に置かれ、返還の時期も現時点においては明示されていないこと等に対する不満というか、反発が心の底にあり、このような事情がB52の問題にも反映

しているものと思われる。いずれにしても心理的な不安感B52の撤去のめどがつかない限りなお続くものと思ひますが、今回の調査により、沖縄にいるB52の機種は核裝備用のものでないことが明確であることでもあるので、当面このような事実を周知させることも不安感を解消することに通ずるのではないかと考へる」との報告でございます。

○岡田宗司君 大浜さんが口頭でございまして、政府はもう一度アメリカに對してB52撤去の交渉を始めたらしいというように言つたことはいないんですか。

○國務大臣(田中龍夫君) これは口頭でございまして、まあ要約と申しますか、でございます。

○岡田宗司君 そうすると、何ですか。B52を撤去したほうがいいという、そういう意見は全然出なかつたんですか。

○國務大臣(田中龍夫君) 大浜さんがこちらへ帰られました、総理に会われました際は、私立ち会いたしてございまして、その点は存じませんが、やはり大浜さんの御意見といたしましては、ここに仰せられましたような考へ方のもとに率直に見解を述べられた、かように存じております。

○岡田宗司君 そうすると大浜調査団のつまり報告というものは、B52は核裝備をしてないということ、それから、住民の不安はあるけれども、直接的被害等について対策を講ずれば、その不安はなくなるんだと、こういうことで、全然B52の撤去という問題については何らの見解も示してないし、報告もしておらない、こういうことでございますか。

○國務大臣(田中龍夫君) 総理に對しましては、このB52に非常な現地の沖縄の方々が不安感を持つておられるということ、同時にまた、それに対する日本政府としての善処方を示さるべく行なうべきだという御意見は述べられたやに承つております。

○岡田宗司君 善処方というのはどういうことな

んですか。その防音壁をつくれとか、そういうことが善処方なのか、それとも、B52の撤去をもう一度アメリカに話せということが善処方なのか、その善処方の内容がわからなくちやしようがないじゃないですか。

○國務大臣(田中龍夫君) これは撤去が望ましいということも申されたと存じますし、また同時に、現地におきます防音施設の問題やら、いろんな問題についても、できる限りのことをするということであろうと存じます。

○岡田宗司君 そうすると、その善処の中に、撤去が望ましい、こう言われた。これは一般的には初めからわかっている、問題は調査団が行って、そういう報告を出したならば、これに基づいて政府がどうするかという見解を出すのだから、具体的にアメリカに対してB52の撤去について何らかの交渉をすべきであるという、そういうことを述べたのかどうかということをお聞きしているのです。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいまの点につきましては、大浜さんから総理にも報告をされ、また、外務大臣にも報告があったと存じますので、外務大臣からまた外交の交渉において、これを進めるとかどうとかという問題は、当然必要な時期に考えられるものと存じます。

○岡田宗司君 どうも総務長官の話を聞いておりますという、あなた何かな上げされているみたいですね。沖繩担当の総務長官からな上げられているみたいなの御返事をいたしたくとは、非常にどうも予想しなかったのですが。

○國務大臣(田中龍夫君) 御案内のとおり、外交上の問題は外務大臣の所掌でございますが、私もほげせひとも一日もすみやかな本土復帰のための一体化の問題につきまして、真剣に取り組んでいるのでございまして、外交の問題は外務大臣のほうにおまかせをいたしておるわけであります。

○岡田宗司君 もう一点だけ伺いたします。ジョンソン声明がออกมาしてからね、北爆の部分の停止が行なわれておるのですね。部分的停止が行なわれるということは、やはり沖繩から飛んで行く飛行機の数もおそらく減っているだろうと思うのです。多分そうなってくると、沖繩からのB52の発進ということは、現在減っているのじゃないかと思うのですが、総務長官、いわゆる沖繩からのB52の発進が、ジョンソン声明の前のように毎日どんどん行なわれているのか、一日以降はB52の発進が停止されているのか、その情報は把握しておられると思うが、どういふふうになっておりますか。

○國務大臣(田中龍夫君) 私は把握しておりません。

○岡田宗司君 これはやはり沖繩の全体の問題、民生の問題に関係あるのですかね。そのくらのことは把握しておかんと困ると思うのですよ。山野君どうですか。

○政府委員(山野幸吉君) 私どもも何ら正式な連絡あるいは報告を受けておりませんので、私どもはほうでははっきりしたことを申し上げるわけにはいかないわけでございます。

○岡田宗司君 非公式には——正式になれば、非公式には。

○政府委員(山野幸吉君) 新聞等で情報を聞いている程度でございます、ここで格別御答弁申し上げるほどの情報はないわけでございます。

○岡田宗司君 それは、公式でなくても、非公式でもそういうことは把握しておかなくちやしようがないじゃないか。少し怠慢じゃないですか。とにかくこの問題は今後の外交交渉にも関係のある問題だから、沖繩住民の福祉、それから不安の除去にも非常に関係のある問題なので、そういうことはやはり把握しておかなくちやならぬ問題ですよ。ひとつ怠慢でないようにやっていただきたいと思ひます。

○委員長(伊藤五郎君) 他に御発言がなければ、本案に対する本日の質疑は、この程度にいたします。

○委員長(伊藤五郎君) 他に御発言がなければ、本案に対する本日の質疑は、この程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、沖繩地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案

沖繩地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案

沖繩地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、沖繩(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む))をいう。以下この条において同じ。が復帰するまでの間における沖繩に対する経済援助の一環として、国が琉球政府に長期資金を貸し付けることにより、同地域における産業の振興開発及びその住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(資金運用部資金等の貸付け)

第二条 資金運用部資金(資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六条第一項の資金運用部資金をいう。次条において同じ。及び簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金(次条において「積立金」という。))は、琉球政府が、次に掲げる資金を、政令で定める琉球政府の特別会計又は琉球政府の立法により設立された法人のうち琉球政府が出資している政令で定めるものに貸し付けるときは、それぞれ、同法第七條第一項又は簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三條第二項の規定にかかわらず、当該貸付けの財源に充てるため、琉球政府に対する貸付けに運用することができ、

一 農林漁業の振興に必要な資金

二 鉱工業の振興開発に必要な資金

三 中小企業の振興に必要な資金

四 運輸通信施設の整備に必要な資金

五 前各号に掲げるもののほか、産業の振興開発に必要な資金で政令で定めるもの

六 住宅の建設に必要な資金

(損失の処理)

第三条 前条の規定による資金運用部資金又は積立金の運用により資金運用部資金又は積立金に損失が生じたときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において一般会計から資金運用部資金又は積立金に繰り入れて、当該損失をうめるものとする。

附則

この法律は、昭和四十三年七月一日から施行する。

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

政府は、沖繩において公衆電気通信業務を行なう機関に対し、沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備であつて、昭和四十二年及び昭和四十三年度の一般会計予算に基づきこれらの地域に設置するものを譲与することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十三年四月十日印刷

昭和四十三年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局